

A light blue world map serves as the background for the slide. The landmasses are depicted in a pale, muted blue color, while the oceans are a slightly darker shade of blue. The map is centered, showing the Americas on the left and Asia and Australia on the right.

令和6年度輸入食品等監視業務 に関する実施状況

令和6年12月
小樽検疫所食品監視課

説明内容

- 令和 5 年度輸入食品監視指導計画結果
- 令和 6 年度小樽検疫所輸入食品監視指導状況
(中間報告)
- 小樽検疫所における食品衛生法違反事例
- 最近発出された通知

令和 5 年度輸入食品監視指導計画結果

令和 5 年度輸入食品監視指導計画結果

- 令和 6 年 8 月 30 日に令和 5 年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計を公表
- 本結果は、厚生労働省ホームページ内「輸入食品監視務」のページにも掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42843.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The header includes the MHLW logo and name in Japanese and English, along with a Google Custom Search bar. A navigation menu is present with links such as 'Policy', 'Statistics', and 'Application'. The main content area displays the title '令和 5 年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果' (Monitoring and Guidance Results for the 2023 Import Food Monitoring and Guidance Plan). Below the title, it indicates the results are in Japanese. Two PDF links are provided: '概要 [PDF形式] [436KB]' (Summary) and '全体版 [PDF形式] [1.2MB]' (Full Version). A sidebar on the right contains a list of policy categories, with 'Policy' and 'Food' highlighted.

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > 令和 5 年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

令和 5 年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（日本語）

- PDF 概要 [PDF形式] [436KB]
- PDF 全体版 [PDF形式] [1.2MB]
- 英語版

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 健康
- 食品

(1)法第27条の規定に基づく輸入届出の審査

年度	輸入届出件数 (万件)	輸入届出重量 (万トン)	検査総数 (件)	違反件数 (件)
令和 3	246	3,163	204,240	809 (延べ857)
令和 4	240	3,192	202,671	781 (延べ825)
令和 5	235	2,987	199,272	763 (延べ812)

(2)法第28条第 1 項の規定に基づくモニタリング検査

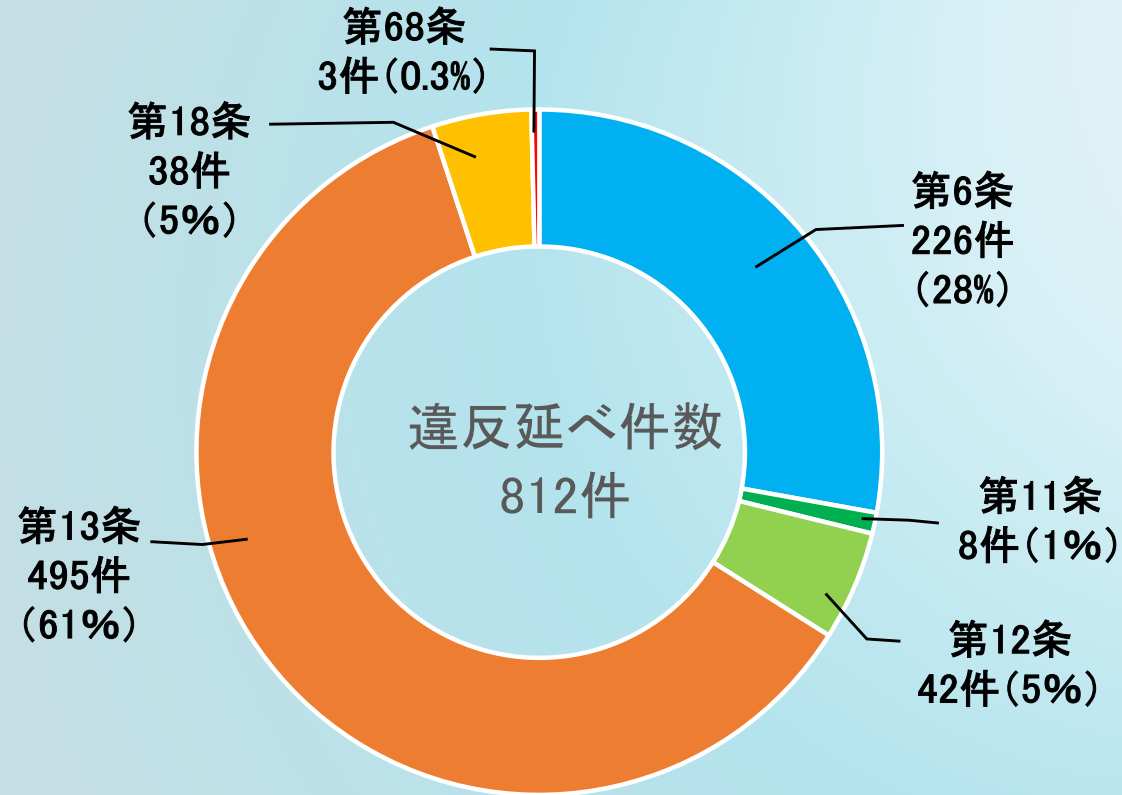
年度	モニタリング計画 (件)	延べ検査実施数 (件)	実施率 (%)	違反件数 (件)
令和 3	99,995	101,365	約101	延べ157
令和 4	100,021	100,947	約101	延べ158
令和 5	100,109	101,096	約101	延べ139

(3)法第26条第 3 項の規定に基づく検査命令

全輸出国の15品目及び39の国・地域の101品目を検査命令の対象とした（令和 6 年 3 月 31 日時点）

年度	検査実施数（件）	違反件数（件）
令和 3	66,018（延べ83,306）	216（延べ216）
令和 4	63,608（延べ81,067）	258（延べ258）
令和 5	62,333（延べ84,882）	241（延べ245）

(4)食品衛生法違反状況（違反の条文別内訳）



違反条文	違反件数	主な違反内容
第6条	226	アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等
第10条	8	食肉の衛生証明書の不添付
第12条	42	指定外添加物の使用
第13条	495	食品の成分規格違反(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準違反
第18条	38	器具又は容器包装の規格違反
第68条	3	おもちゃの規格違反

(5)輸出国における衛生管理対策の推進

- 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策、監視体制の強化、衛生管理対策の確立の要請並びに牛海綿状脳症（BSE）に係る対策を行った。

例：ドイツ産牛肉の BSE 対策（輸入解禁）、フィリピン産バナナの残留農薬対策

- 輸出国への専門家の派遣等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力を行った。

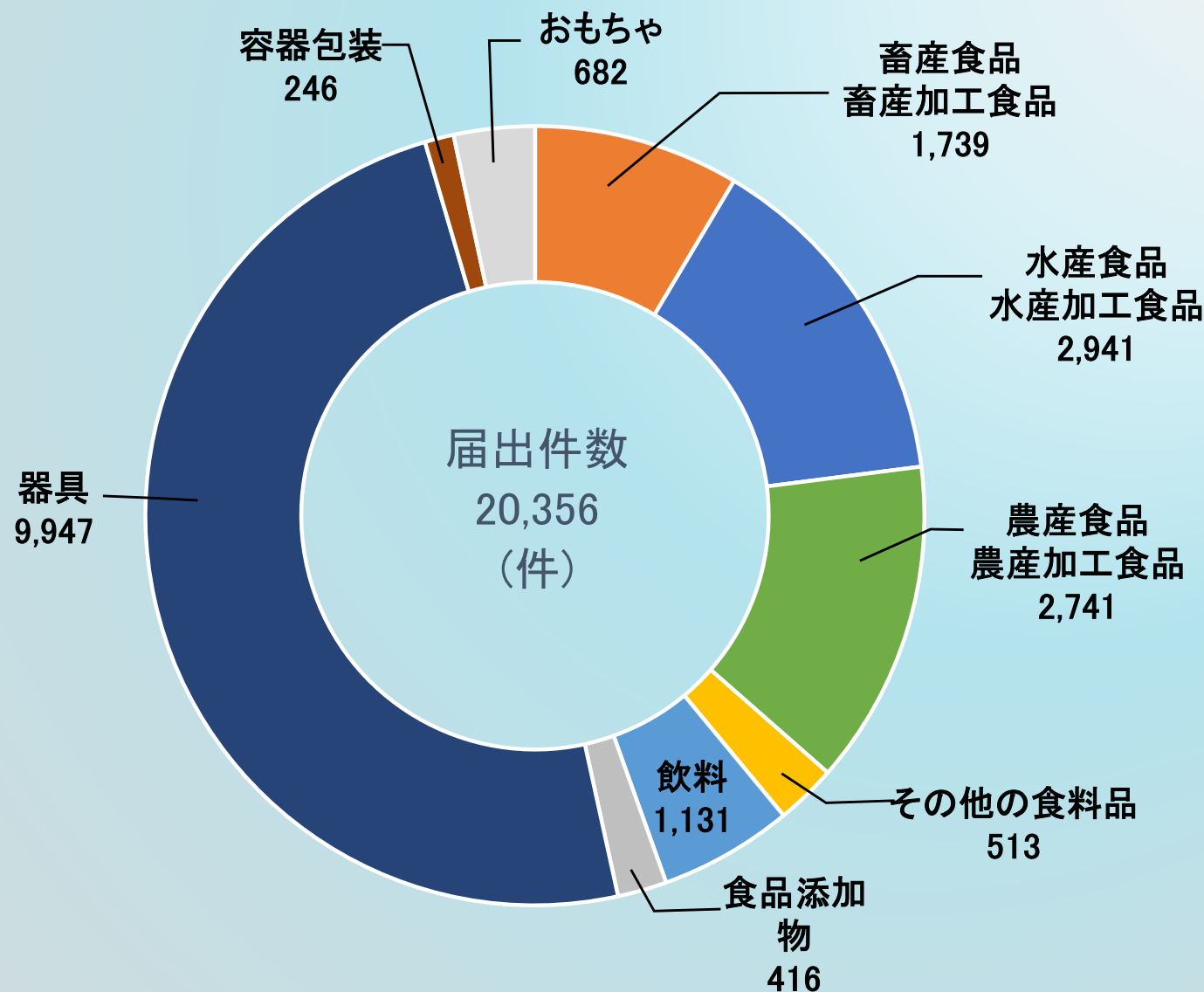
令和 6 年度小樽検疫所輸入食品監視指導 状況（中間報告）

(1)法第27条の規定に基づく輸入届出の審査

品 目	令和4年度※		令和5年度※		令和6年度※	
	小樽	千歳空港	小樽	千歳空港	小樽	千歳空港
畜産食品	1,248	70	1,122	129	1,237	130
畜産加工品	305	53	308	42	335	37
水産食品	1,470	37	1,203	33	1,222	117
水産加工品	1,569	2	1,675	1	1,574	28
農産食品	361	4	355	0	373	6
農産加工品	2,594	55	2,068	36	2,329	33
その他の食品	472	49	402	81	480	33
飲 料	1,119	1	1,108	16	1,116	15
添加物	388	15	296	25	365	51
器 具	6,607	550	6,458	480	9,616	331
容器包装	187	0	180	2	245	1
おもちゃ	714	7	657	9	682	0
合計	17,034	843	15,832	845	19,574	782

※ 4月1日～10月31日までの数値

令和6年度小樽検疫所管内の届出品目の構成



※ 4月1日～10月31日までの数値

(2) 法第28条第 1 項の規定に基づくモニタリング検査

	令和 4 年度 (※ 1)		令和 5 年度 (※ 1)		令和 6 年度 (※ 1)	
	モニタリング 検査件数	現場検査 件数 (※ 2)	モニタリング 検査件数	現場検査 件数 (※ 2)	モニタリング 検査件数	現場検査 件数 (※ 2)
小樽	1,705	308	1,778	124	1,748	167
千歳空港	18	11	38	32	33	40
合計	1,723	319	1,816	156	1,781	207

※ 1 : 4 月 1 日～10月31日までの件数

※ 2 : モニタリング検査以外の行政検査（貨物確認検査）件数

(3)令和6年度小樽検疫所食品衛生法違反事例

届出月	生産国・品名	違反内容	検査内容	違反条文
4月	米国産うるち精米	カビの発生	行政検査	第6条
5月	ベトナム産生食用冷凍むき身ほたてがい	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）	自主検査	第13条
6月	ベトナム産無加熱摂取冷凍食品サーモントラウト塩蔵フィレ	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）	自主検査	第13条
6月	ネパール産ひまわり油	TBHQ140μg/g検出	自主検査	第12条
7月	ネパール産ミックススパイス	アフラトキシン12μg/kg検出 (基準値10μg/kg)	自主検査	第6条
7月	中国産加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）ブロッコリー	成分規格不適合（E.coli 陽性）	モニタリング検査	第13条
7月	米国産うるち精米	カビの発生	行政検査	第6条
8月	タイ産うるち精米	カビの発生	行政検査	第6条
8月	タイ産うるち精米	カビの発生	行政検査	第6条
9月	インドネシア産無加熱摂取冷凍食品えだまめ	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）	モニタリング検査	第13条
10月	タイ産うるち精米	カビの発生	行政検査	第6条

※4月1日～10月31日までの事例

食品衛生法違反が判明した場合

1. 食品等が保税中の場合

- ▶ 検疫所から輸入者に対して「食品衛生法違反通知書」を発出し、必要な措置を行うよう指導する。

2. 通関後の食品等がすでに国内に流通している場合

- ▶ 検疫所から輸入者に対して「食品衛生法違反通知書」を発出し、輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。

3. 通関後の食品等の全量が保税倉庫に保管されている場合

- ▶ 上記2の対応に加え、輸入者に対して一時的な措置として法違反の食品等の流通停止及び廃棄等の措置を指導する。

【措置内容】

法違反の食品等が販売、又は営業上使用されないよう原則として積戻し若しくは廃棄又は食用外へ転用する。

食品衛生法違反が判明した場合の対応

- 輸入者は、下記について検疫所へ文書で報告する。

1. 違反原因の究明、改善措置及び検証結果
2. 食品衛生法違反物件（措置）計画書
3. 食品衛生法違反物件（措置）報告書

貨物の措置方法
の方向性が決まっ
た段階で速やかに
提出を

① 保税状態の場合

- 減却（廃棄）承認申請書の写し（税関承認後）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- 積戻し許可通知書の写し
- 船荷証券（B/L）の写し

② 通関後の場合

- 管轄保健所の指導に従い、措置完了した旨の書類等

最近発出された通知

消除予定添加物名簿の公示及び訂正の 申出手続について

(令和6年9月5日付け消食基発199号)

1. 32品目の既存添加物について消除予定添加物名簿にその名称が記載された。
2. 訂正する必要がある場合は、2025年3月4日までに内閣総理大臣に申し出を行うこと。

器具・容器包装のポジティブリストに関する 規格基準の一部改正について

(令和6年9月27日付け消食基第224号)

1. ポジティブリストの第2表について、物質の追加、並びに特記事項及び材質区分別使用制限量の変更を行い、反映したものに差し替えられた。
2. 令和7年6月1日から適用

二炭酸ジメチルの保存基準改正について

(令和6年11月5日付け消食基第282号)

1. 保存温度の下限（20℃）が撤廃され、冷蔵及び冷凍での保管、輸送等が可能になった。
2. 上限（30℃）に変更はないため、特に夏期における保管、輸送等に当たっては、引き続きその温度管理に十分配慮すること。
3. 令和6年11月5日から適用

メチルセルロースの使用基準削除及び削除に伴うカルボキシメチルセルロースカルシウム等の使用基準改正について

(令和6年11月5日付け消食基第282号)

1. メチルセルロースの使用基準を削除した。
2. 削除に伴い、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムの使用基準を改正した。
3. 令和6年11月5日から適用



ご視聴ありがとうございました。